

## 平成30年度全国公文書館長会議

「アーキビストの育成と活用－職務基準書の活用－」に取り組む基本的考え方

平成30年6月

全国公文書館長会議

（職務基準書に係る取組）

- 1 我々は、平成29年度の当会議において、国立公文書館が検討している「アーキビスト職務基準書」に係る議論に参画し、公的な認証制度の確立について検討していくことを表明した。そして昨年12月、国立公文書館はアーキビストの専門性の確立等を図るため、「アーキビストの職務基準書（平成29年12月版）」（以下「職務基準書」という。）をとりまとめた。これを受けて、各館は、その設置目的、業務実態、所蔵文書等と照らしつつ、職務基準書の点検等に取り組んできた。

（職務基準書の確定）

- 2 今年度の当会議において、各々の点検等の取組を踏まえ、議論を行った結果、職務基準書がアーキビストの採用・配置・育成に係る基本資料として、有意義なものであることが改めて認識された。したがって、我々は、国立公文書館において、当会議における議論を踏まえ、更なる検討が加えられ、職務基準書が早期に確定されることを期待する。

（職務基準書の活用と公的資格制度創設に向けた連携・協力）

- 3 公文書等の管理に注目が集まり、専門家の必要性や公文書館が担う役割の重要性に対する国民・住民の理解が広がり、公文書館に対する期待が一層高まるなか、我々は、確定した職務基準書を各館の特性等に応じて活用し、アーキビストの着実な養成と採用、そして、資質の向上等のため、今後も連携・協力していく。

また、公文書館法第4条に定める専門職員として、アーキビストの公的資格制度が創設されることを希望し、当会議としても活動を続けていく。